**能登町社会福祉協議会地域支え合い活動支援事業実施要綱**

１．目的

　　見守りや簡易な生活支援が必要な高齢者や障がい者等を地域で支え合うボ　ランティアグループを支援して、地域住民とボランティア、行政、福祉関係　者等の連携を深め、住民で支え合う地域づくりを推進する。

２．活動地域

　　支援する地域の最小単位は、行政区の区・町会とする。複数の区・町会で　一緒に活動する場合には、複数の区・町会で話し合って代表者を定めて活動　する。

３．活動内容

　　区長・町会長並びに地区担当の民生委員児童委員の同意を得たうえで、見　守りや　声かけ、買物、ごみ出し、電球交換など簡易な生活支援をするため　に、地域住民のボランティア等でグループを結成して活動する。

４．活動方法等

（１）地域でボランティア仲間を募る。

（２）一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、要介護者がいる世帯、障がい 　者世帯、ひとり親世帯等見守りや簡易な生活支援を必要とする者の名簿　　 を作成する。

（３）名簿をもとにして、活動する構成員で話し合って、地域の実情に応じ　　 た支援対象者の選定と支援内容を決定する。

（４）支援活動を実施する前に、見守り等を本人が希望するかを確認する。　　 希望しない場合は、他の支援方法について検討する。

（５）支援が困難で解決できない場合は、社会福祉協議会や地域包括支援セ 　ンター等の福祉関係機関と相談する。できることをできる範囲で支援し、　　 無理なく継続できるように活動する。

（６）定期的に情報交換を行い、必要に応じて課題等を整理して改善を図る。

（７）この活動を通じて得た個人情報は、構成員で共有する場合でも細心の 注意をもって活動する。

５．助成の内容

　 １行政区（区・町会）について１グループのみ年間３万円を上限として、 ５年間次のとおり助成する。

（１）１００世帯以上　　　　　　　　　３０，０００円

（２）５０世帯以上～１００世帯未満　　２５，０００円

（３）２０世帯以上～５０世帯未満　　　２０，０００円

（４）２０世帯未満　　　　　　　　　　１５，０００円

　助成金は、グループ名義の金融機関口座に振り込むものとする。

６．申請時の書類及び活動後の書類の提出について

（１）申請時の書類

　　①申請書

②ボランティアグループ登録申込書（任意）

③ボランティアグループ登録名簿（任意）

（ボランティア保険に加入する場合は、登録が必要です。）

（２）活動後の書類の提出

①活動報告書

②収支報告書

③ボランティア名簿

④支援対象者名簿

　　　附　則

　　この要綱は、平成２４年７月１日より実施する。